

## 平成19年度財政健全化判断比率等の公表について

平成20年10月 大潟村役場総務企画課

県や市町村の財政を適正に運営することを目的として、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」(財政健全化法)が平成19年6月に公布されました。これにより全ての地方公共団体において平成19年度決算から財政の健全度合いを判断する各指標の公表が義務づけられました。

平成20年度決算からは基準を超える団体は早期健全化計画あるいは財政再生計画を策定し、早急に改善に取り組まなければなりません。

財政の健全度は次の4つの指標で判断します

### (1) 実質赤字比率

普通会計(村においては一般会計及び診療所特別会計)の実質赤字が標準財政規模に占める割合

(標準財政規模：地方公共団体が自由に使える財源の標準的な規模を表します。)

### (2) 連結実質赤字比率

全会計の実質赤字が標準財政規模に占める割合

### (3) 実質公債費比率

一般会計等が負担する公債費が標準財政規模に占める割合

### (4) 将来負担比率

一般会計等が将来負担すべき債務が標準財政規模に占める割合

また、公営企業(村においては水道事業及び公共下水道事業)は次の指標で判断します。

### (5) 経営健全化比率

資金不足額(赤字額)が事業規模に占める割合(資金不足比率)

大潟村の平成19年度決算における各指標の算定結果は次のとおりです。

実質赤字比率	なし	【早期健全化基準	15.0%】
連結実質赤字比率	なし	【早期健全化基準	20.0%】
実質公債費比率	15.1%	【早期健全化基準	25.0%】
将来負担比率	80.6%	【早期健全化基準	350.0%】

各公営企業における「資金不足比率」については、資金不足を生じた公営企業はないため、該当ありません。